

# 【既築住宅における高性能建材導入促進事業 対象製品公募要領】

## ■更新履歴

更新月日	更新ページ	更新内容
2013年7月31日	P.3	(3)申請者の資格に、 <u>C. 申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合がある。)</u> を追加しました。
2013年7月31日	P.4	(4)事業の要件の②、 <u>地域区分別施工部位組合せ表</u> を <u>エネルギー計算結果早見表</u> に変更しました。
2013年7月31日	P.4	(4)事業の要件に、 <u>⑧個人の申請者が、集合住宅(分譲)の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で専有部と認められていること。</u> を追加しました。
2013年7月31日	P.4	(4)事業の要件に、 <u>※5現場吹込み、現場吹付け断熱材にあつては、予めSIIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。</u> を追加しました。
2013年7月31日	P.5	(8)スケジュールの②補助事業期間に、 <u>(原則、単年度事業とする。)</u> を追加しました。
2013年7月31日	P.8~10	(11) <u>地域区分別施工部位組合せ表</u> を <u>エネルギー計算について</u> に変更しました。また、表のタイトルを変更しました。